

議第64号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額の決定をする。

平成30年9月28日提出

橿原市長 森下 豊

1 相手方



2 本件の概要

平成30年9月4日、台風21号の強風により八木北いこいの広場にある公衆トイレの天窓のサッシが外れ、自動車に損傷を与えた。

3 和解の内容

- (1) 橿原市は、相手方に対し損害賠償額60,545円を支払う。
- (2) 橿原市と相手方との間には、本件に関し、本和解のほか一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

理由 和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第65号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額の決定をする。

平成30年9月28日提出

橿原市長 森下 豊

1 相手方



2 本件の概要

平成30年9月4日、台風21号の強風により八木北いこいの広場にある公衆トイレの天窓のサッシが外れ、自動車に損傷を与えた。

3 和解の内容

- (1) 橿原市は、相手方に対し損害賠償額131,339円を支払う。
- (2) 橿原市と相手方との間には、本件に関し、本和解のほか一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

理由 和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの